



第4章

都市づくりの実現に向けて

1 基本的な考え方

都市づくりの実現に向けて、都市づくりのテーマ別方針とテーマを支える視点別取組に基づき、分野別計画と整合を図りながら、市街地整備や都市施設の整備等を進めていきます。

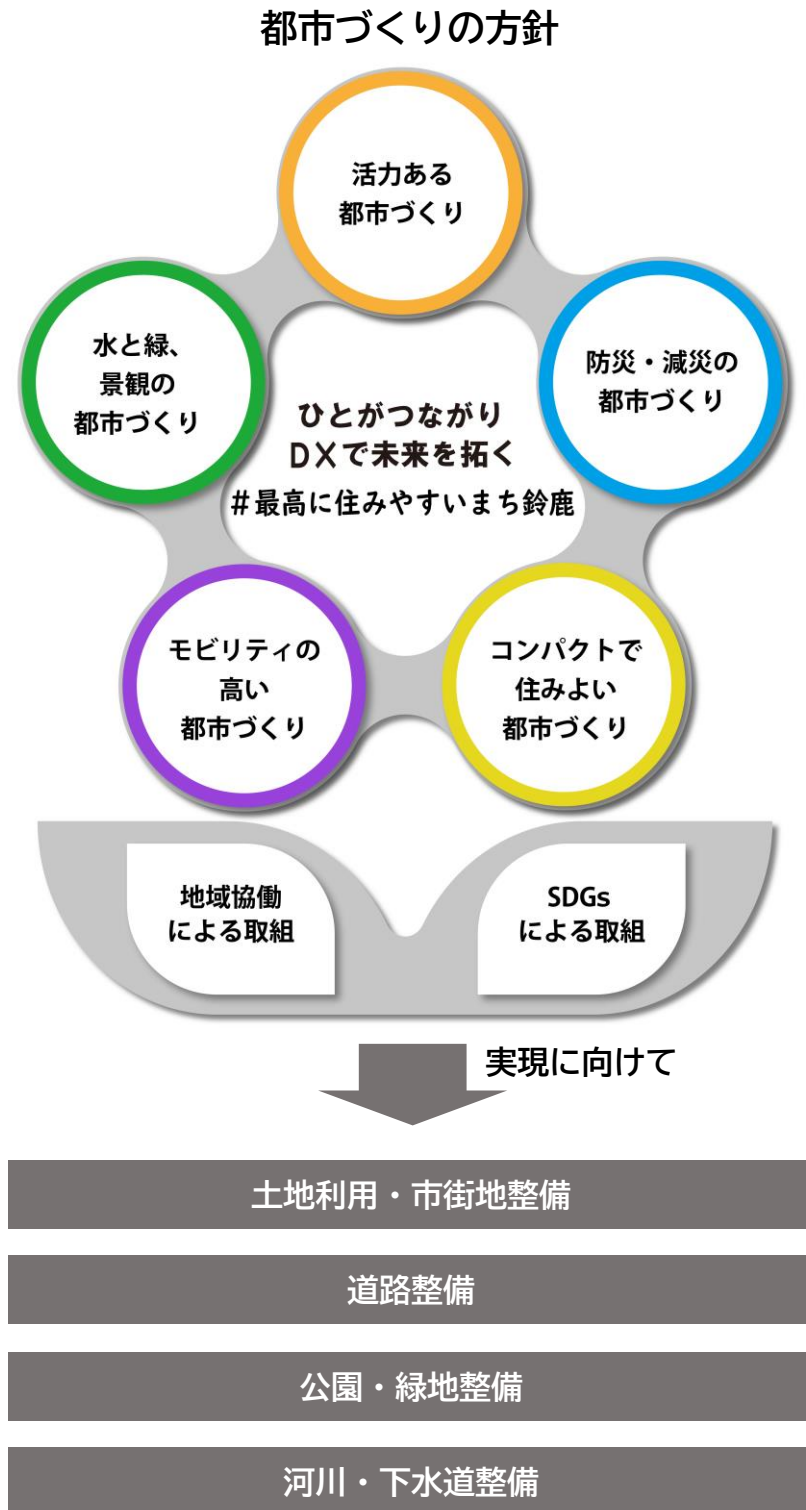


図 都市づくりの実現に向けた基本的な考え方

2 土地利用・市街地整備

(1) 土地利用・市街地整備の方針

都市づくりの実現を目指し、コンパクトで住みよい市街地の形成及び活力ある産業を支援する土地利用を推進します。

都市拠点においては、都市機能の立地誘導や魅力的な都市空間の創出に向け、民間資本を積極的に活用した土地の効率的な利用や効果的な土地利用誘導を図るとともに、市街地内の低未利用地の計画的な土地活用を進め、市街地内を充足させます。また、災害に強い市街地形成を推進します。

都市づくりを実現するため、以下のことに留意し、土地利用及び市街地整備を推進します。

① 近鉄鈴鹿市駅、平田町駅、白子駅周辺における都市拠点の形成

- ・都市拠点においては、コンパクトな市街地形成を目指し、まちなか居住を促進するため、土地の効率的な利用及び都市機能の立地誘導を推進します。

② 防災・減災都市づくりの推進

- ・逃げやすく、かつ主要施設が被災しにくく、被災した場合でも最低限の都市機能を維持・継続でき、すみやかに復興できる災害に強い都市構造を検討します。
- ・減災に向け密集市街地の解消を図るとともに、被災後のスムーズな復興へつなげるため、必要に応じて移転のあり方を検討します。
- ・沿岸部の住宅地においては、津波・高潮からの避難に向け、住まい方などの総合的な減災対策に取り組むとともに、土地利用規制の見直しを検討します。

③ 市街地形成検討地区における市街化区域編入の検討

- ・市街地形成検討地区は、周辺環境と調和を図りつつ都市基盤が整った、あるいは整うことが確実になった場合について市街化区域編入を検討します。

(2) 土地利用・市街地整備

住宅ゾーン

① 現行市街地

- ・既存の住居系市街地内の低未利用地については、計画的かつ周辺と整合のとれた都市基盤の整備のため、必要に応じて土地区画整理事業などによる土地利用転換を検討します。
- ・密集市街地等においては、安全・安心な住環境の形成を目指し、狭あい道路の解消を推進します。
- ・人口減少・少子高齢化により増加することが懸念される空家等については、空家等対策計画に基づき適切な管理の促進や利活用の促進、特定空家等への対処を行います。
- ・良好な住環境の維持・保全のため、住宅地内に混在している工場については、工業適地への移転を促進します。
- ・沿岸部の低層住宅地（第1種、第2種低層住居専用地域）である土地利用規制見直しエリア等においては、土地利用規制の見直しについて地域住民とともに検討します。
- ・沿岸部の災害の危険性が高い区域において、長期的な視点から、安全な地域への居住誘導を検討します。

② 市街地形成検討地区（住居系）

- ・本市は人口減少・少子高齢化が進行し、今後急激な人口増加は想定されません。また、災害の危険性が高い区域からは長期的な視点から安全な地域への誘導も検討します。今後は、市街化区域内のより安全性の高いエリアにおいて市街地を維持し、そこで利便性の高い生活が送れるよう都市づくりを進めることから、住居系の市街地形成検討地区は新たに設定しないものとします。

商業ゾーン

① 現行市街地

- ・都市拠点の形成のため、近鉄鈴鹿市駅、平田町駅、白子駅周辺において土地の効率的な利用及び都市機能の立地誘導などを推進します。
- ・平田町駅周辺（牧田地区）においては、広域的な商業拠点として土地の効率的な利用を図り、既存商店街などの活性化を推進します。
- ・白子駅周辺地（白子地区）においては、交通ターミナル型の商業拠点として、その機能強化を図るとともに、土地の効率的な利用による商業の活性化を推進します。
- ・都市拠点を連携する主要な幹線道路沿道は、沿道商業地として位置づけるとともに、用途地域の見直し、地区計画等の指定などの規制・誘導を実施します。
- ・商業施設の立地に際し、周辺環境への影響を考慮し誘導を図るとともに、開発者負担による交通処理対策や緑地の確保などにより、周辺環境に配慮した施設整備を促進します。

② 市街地形成検討地区（商業系）

- ・本市内には既存の商業施設が多く立地しているとともに、今後はコンパクトな市街地の形成に向けた都市拠点への都市機能の立地誘導及び既存の商店街や商業施設の維持・活性化を進めることから、商業系の市街地形成検討地区は新たに設定しないものとします。

工業（生産・複合）ゾーン

① 現行市街地

- ・ 現行の工業系市街地は、機能の維持・保全・向上に取り組むとともに、適宜工場内の緑化等を図り、周辺との調和、景観・環境の向上を推進します。
- ・ 工業系市街地と幹線道路及び主要な都市施設（駅、IC等）とのアクセス整備による交通利便性の向上により、既存の工業団地などの維持・活性化を図ります。

② 市街地形成検討地区（工業系）

- ・ 新規工業地は、周辺環境に配慮しながら市街地の郊外に位置する鈴鹿IC周辺、住吉町周辺、御園工業団地周辺において検討します。
- ・ 住吉町周辺及び御園工業団地周辺においては、本市の基幹産業である従来型の製造業等に加えて、環境関連産業、エネルギー関連産業、ヘルスケア関連産業、防災関連産業等の立地を誘導するとともに、既存の工業集積を基にこれと一体化した工業ゾーンの形成を図ります。
- ・ 土地利用の純化による良好な住環境を保全するため、既存市街化区域の他の用途地域内に混在する工場の移転先として市街地形成検討地区（工業系）の活用を図ります。
- ・ EV化の進展による自動車産業の大変革を踏まえ、EV関連企業の誘致、既存産業の事業領域の拡大といった次世代の産業構造の再構築に向け、産業政策と連携した工業ゾーンの形成を図ります。

交流ゾーン

① 現行市街地

- ・ 現行の鈴鹿サーキットを中心とした国際スポーツ交流ゾーンにおける、スポーツ・レジャー・イベント交流機能の維持・保全及び機能の充実と駐車場の確保・アクセス道路の強化を図ります。

第4章 都市づくりの実現に向けて

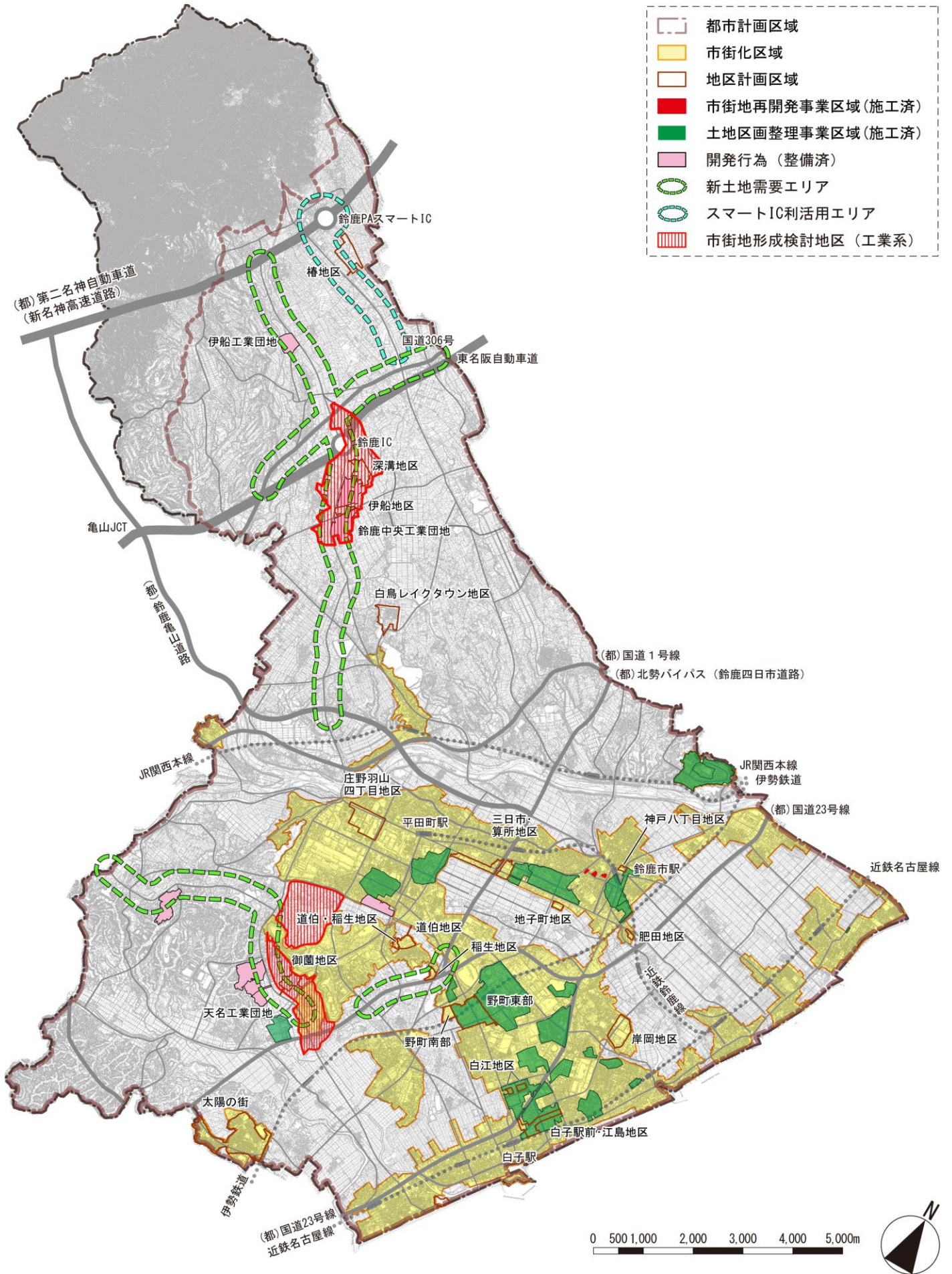


図 市街地整備方針

3 道路整備

(1) 道路の方針

都市づくりの方針に基づき、交通、物流、通信等に関わる基盤整備を図り、人や物、情報が活発に行き交う賑わいのあるまちづくりを進めます。また、既存の交通施設を有効に活用し、効率的・効果的な整備を促進して、それぞれの交通施設と連携する総合的な交通体系を構築します。

さらに、都市づくりの方針を具体化させるため、以下のことに留意して道路整備を進めます。

① 社会資本ストックの戦略的な維持保全

- ・適切なマネジメントの視点にたった、予防保全の観点による社会資本ストックの点検と戦略的な維持管理を推進します。

② 人や地域にやさしい交通環境の整備

- ・幹線道路ネットワークを強化するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した道路空間を確保します。

③ 防災まちづくりの推進

- ・豪雨による（過去の浸水区域及び）浸水予測区域や、津波浸水予測区域において、迅速な避難など安全性を高める道路整備を検討します。

(2) 道路の整備

整備の考え方

「三重県都市計画区域マスタープラン」、「三重県道路整備方針」及び「鈴鹿市道路整備方針」と整合を図り、計画的な道路整備を進めていきます。

第4章 都市づくりの実現に向けて

表 路線の位置づけ

区分	種別	定義	対象路線
国土軸	高規格幹線道路	出入り制限され、自動車が高速走行できる構造を持つ道路で、長いトリップの交通を大量に処理する。	① (都) 第二名神高速道路 (新名神高速道路) ② 東名阪自動車道
	地域高規格道路	高規格幹線道路網と一体となって高速交通体系の役割を果たし、交通を大量に処理する。	③ (都) 鈴鹿亀山道路
広域幹線軸	広域幹線道路	県域及び地域間を連絡する長いトリップの交通を処理する。	④ (都) 北勢バイパス (鈴鹿四日市道路) ⑤ (都) 中勢バイパス ⑥ (都) 国道1号線 ⑦ (都) 国道23号線 ⑧ 国道306号
	地域幹線道路	本市の都市構造上の骨格となる道路であり、主として本市及び四日市市、津市、亀山市等周辺市町で発生する交通の処理を図るとともに、主要な都市拠点を連絡する。	⑨ (都) 鈴鹿中央線 ⑩ (市) 花川東庄内線 ⑪ (都) 加佐登鼓ヶ浦線 ⑫ (都) 石薬師道伯線 ⑬ (都) 野町国府線 ⑭ (主) 亀山鈴鹿線 ⑮ (都) 汲川原橋徳田線 ⑯ (市) 関亀山鈴鹿線 ⑰ (主) 鈴鹿環状線バイパス (平野、国府、磯山) ⑱ (都) 西玉垣秋永線 ⑲ (都) 北長太寺家線 ⑳ (主) 四日市楠鈴鹿線 ㉑ (都) 住吉御園線 ㉒ (主) 四日市鈴鹿環状線
地域幹線軸	その他の幹線道路	都市の骨格及び近隣住区を形成し、あるいは近隣住区相互を連絡する上記以外の幹線道路である。	㉓ (都) 庄野橋神戸線 ㉔ (都) 四日市鈴鹿線 ㉕ (都) 末広千代崎線 ㉖ (都) 野町西条線 ㉗ (都) 白子柳線 ㉘ (都) 平野三日市線 ㉙ (主) 鈴鹿環状線 (八野～御園) ㉚ (県) 三行庄野線
	補助幹線道路	上記の路線を補完するとともに、地区レベルの交通集散及び主要施設へのアクセス道路としての役割を果たす。	㉛ (市) 安塚地子町線 ㉜ (都) 野町白子港線 ㉝ (都) 白子駅旭が丘線 ㉞ (都) 旭が丘白子線 ㉟ (都) 旭が丘江島線 ㊱ (都) 江島白子線 ㊲ (都) 旭が丘愛宕線 ㊳ (都) 飯野十宮線 ㊴ (都) 堅町十日市線 ㊵ (都) 鈴鹿市駅本多町線 ㊶ (都) 矢田部線 ㊷ (市) 神戸一丁目70号線 ㊸ (都) 住吉道伯線 ㊹ (都) 平田町駅道伯線 ㊺ (都) 玉垣駅線 ㊻ (都) 玉垣駅南玉垣線 ㊼ (都) 新鼓ヶ浦線 ㊽ (都) 若松線 ㊾ (都) 箕田線 ㊿ (都) 長太ノ浦線 ㋀ (都) 高岡線 ㋁ (都) 高岡采女線 ㋂ (都) 小田線 ㋃ (県) 稻生山線 ㋄ (主) 四日市関線バイパス ㋅ (市) 山本中辻1号線外2線 ㋆ (県) 鈴鹿公園長沢線 ㋇ (市) 三日市地子町線 ㋈ (市) 玉垣若松線 ㋉ (市) 安塚393号線外1線

表中の(都)は「都市計画道路」、(主)は「主要地方道」、(県)は「県道」、(市)は「市道」を示します。

第4章 都市づくりの実現に向けて

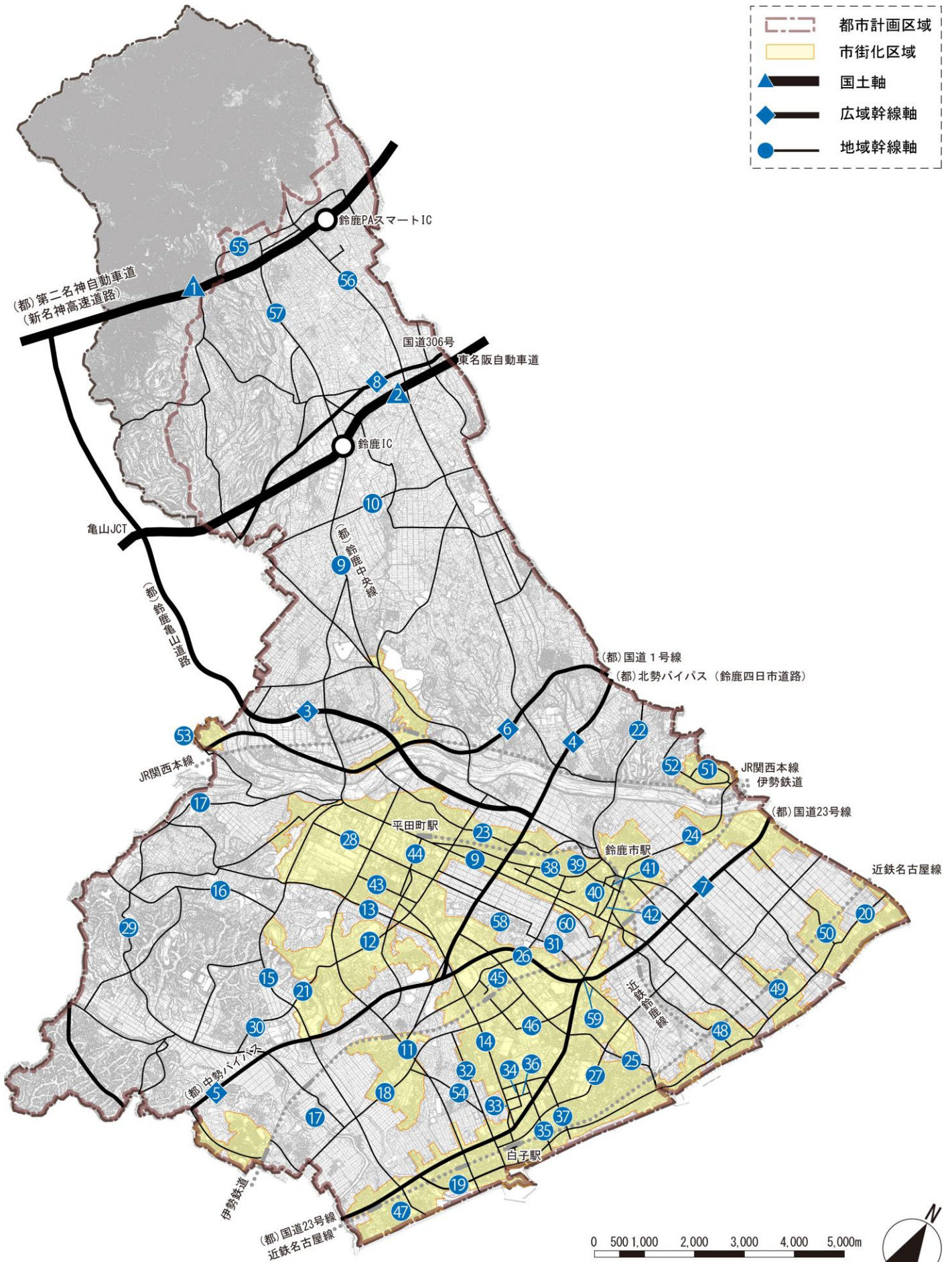


図 道路位置図

高規格幹線道路・地域高規格道路・広域幹線道路・国道・県道

既に整備済みの路線については適正な維持管理により円滑な交通処理の実施を目指し、さらに、今後の整備予定の区間についても現道がある区間については、歩道の整備や4車線化等の道路規格の向上など効率的な整備を目指し、関係機関に働きかけるなど整備等の促進に取り組みます。

表 道路の整備予定（高規格道路・地域高規格道路・広域幹線道路）

図面 番号	道 路 名		整備予定		備 考
			事業中	検討	
高規格幹線道路					
▲1	新名神高速道路	(都)第二名神自動車道		○	(6車線化)
地域高規格道路・広域幹線道路					
◇1	国道 306 号	川崎庄内バイパス	○		
◇2	鈴鹿亀山道路	(都)鈴鹿亀山道路	○		
◇3	鈴鹿四日市道路	(都)北勢バイパス	○		

表 道路の整備予定（県道）

図面 番号	道 路 名		整備予定		備 考
			事業中	検討	
①	神戸長沢線（Ⅱ期）	(都)鈴鹿中央線	○		(4車線化)
②	神戸長沢線		○		
③	亀山鈴鹿線	(都)野町国府線		○	
④	亀山鈴鹿線	(都)野町国府線	○		
⑤	亀山鈴鹿線	(都)野町国府線		○	
⑥	鈴鹿環状線（磯山バイパスⅡ期）		○		
⑦	鈴鹿環状線（国府バイパス）		○		

市道

鈴鹿市道路整備方針において、計画期間内（2024（令和6）年度～2031（令和13）年度）での整備時期の目標を定め、整備を進めていきます。

表 道路整備時期一覧

図面 番号	道 路 名	事業箇所	事業延長 (km)	整備時期		
				事業中	期間内事業	整備検討
①	加佐登鼓ヶ浦線-1	稲生町地内	0.5	○		
②	加佐登鼓ヶ浦線-2-①	稲生町地内	0.3	○		
③	汲川原橋徳田線-2-①	平野町～国府町	1.3	○		
④	汲川原橋徳田線-3	国府町地内	0.2		○	
⑤	平野三日市線	算所町～三日市町	0.9	○		
⑥	三日市地子町線外1線	三日市町～安塚町	1.7	○		
⑦	玉垣若松線	北玉垣町地内	0.1	○		
⑧	加佐登鼓ヶ浦線-7	庄野町地内	0.1		○	
⑨	安塚393号線外1線	飯野寺家町～神戸地子町	1.3	○		
⑩	野町白子港線	白子町～野町	1.7			○
⑪	旭が丘愛宕線-1	江島町地内	0.4			○
⑫	末広千代崎線-3	末広北三丁目～末広北一丁目	0.6			○

第4章 都市づくりの実現に向けて

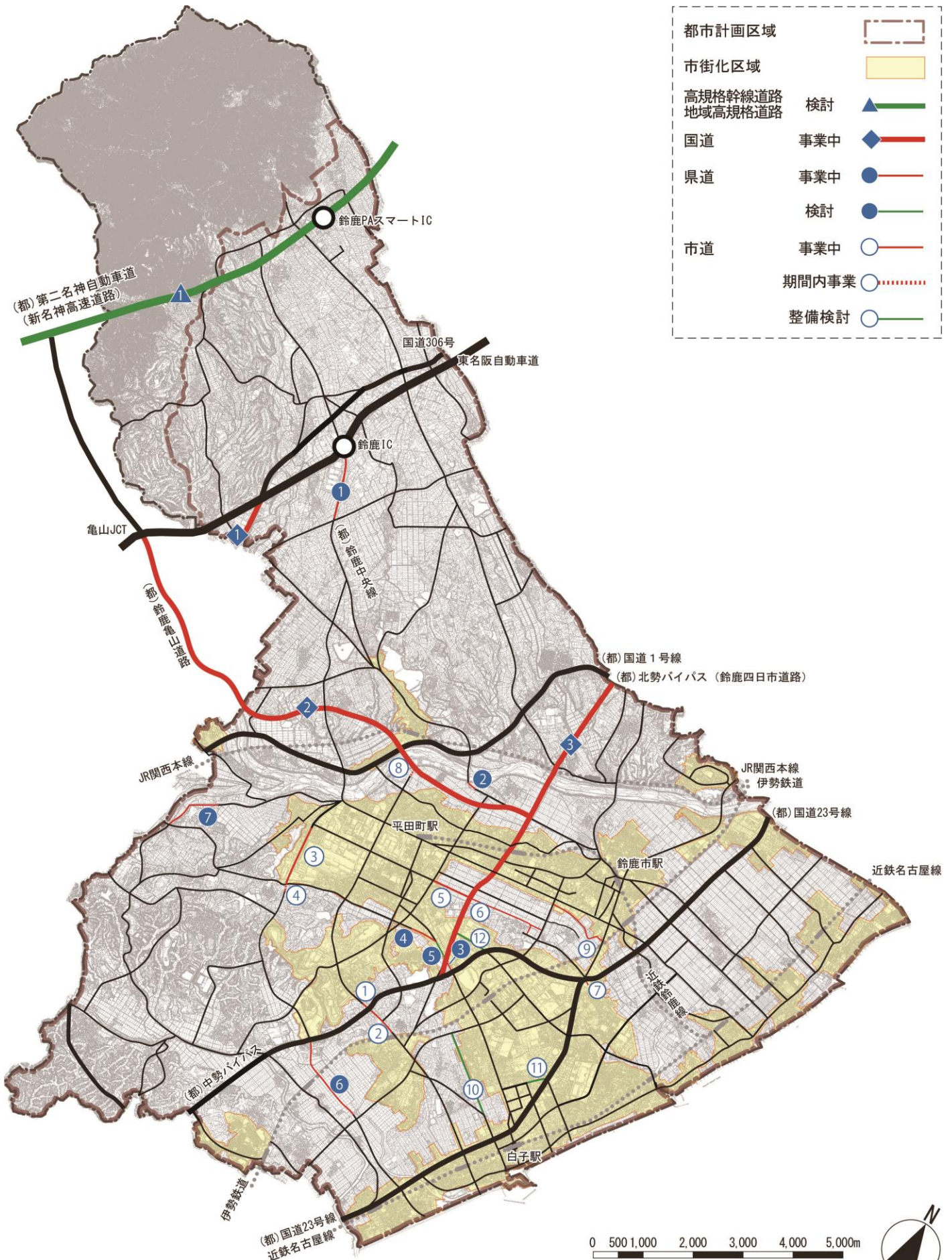


図 道路整備方針

量的な整備の推進目標

鈴鹿市の都市計画道路の計画延長は、市街化区域面積に対して4.4 km/km²であり、これまで幹線道路の目標とされてきた線密度：3.5 km/km²をクリアしています。しかしながら都市計画道路の改良・概成率は、2022（令和4）年度末において67.51%と低い状況であり、今後は道路整備計画と整合を図り、2031（令和13）年度の整備目標を目指して道路整備を促進します。

表 都市計画道路の整備目標量

年 度	計画延長 (km)	改良済 (km)	概成済 (km)	改良率 (%)	改良・ 概成率 (%)	市街化 区域面積 (km ²)	線密度 (km/km ²)
2022 (令和4)年度	162.30	84.25	25.32	51.91	67.51	37.280	4.4
2031 (令和13)年度(目標)	162.30	88.03	27.09	54.27	70.96	37.280	4.4

4 公園・緑地整備

(1) 公園・緑地の方針

都市づくりの方針の実現のためには、公園緑地のもつ重要な役割と機能を踏まえながら、市民に憩いと安らぎを与え、レクリエーションの場となるような都市公園の整備を推進するとともに、自然公園の指定継続等による緑の保全、まちの緑化推進を図ることが重要です。

さらに、都市づくりの方針を具体化させるために、以下のことに留意します。

① 社会資本ストックの戦略的な維持保全

- ・適切なマネジメントの視点にたった、予防保全の観点による社会資本ストックの点検と戦略的な維持管理を推進します。

② 人や地域にやさしい公園の整備

- ・既成の都市公園の改修に際しては、バリアフリー化等への対応、災害時の避難地としての機能確保など、すべての人がいつでも利用しやすい公園を整備します。

③ うるおいのある都市空間の誘導

- ・公共空間のみではなく、民有地内の緑化の促進など、市民や行政の協働により、うるおいのある都市空間への誘導を推進します。

(2) 都市公園の整備

整備の考え方

鈴鹿市の都市公園は、以下のような視点に基づき整備を図っていきます。

① 都市公園の整備

- ・市民が日常的に利用する身近な公園については、避難地となることに配慮し、地区の交流の場や緑、レクリエーション拠点としての機能を創出します。
- ・土地区画整理事業や市街地再開発事業などの面的な都市基盤整備において都市公園を確保します。
- ・既設の都市公園については、都市公園それぞれがもつ特色や地域の特性等を活かし、機能や配置の再編を含めた適切な施設整備と維持管理のもと、まちの緑の拠点としての質の向上を図ります。

② 魅力ある公園づくり

- ・市民のニーズに配慮した公民連携による公園再整備や、公園施設のユニバーサルデザイン化を推進します。
- ・市民に愛される都市公園を目指すため、市民が公園の日常的な維持管理に自主的に関わっていけるよう、市民が「自慢となる公園づくり」の活動を促進します。

量的な整備の推進目標

鈴鹿市の都市公園整備の現況は、2022（令和4）年度末において街区公園・近隣公園・地区公園（住区基幹公園）の整備面積は66.17ha、運動公園・総合公園（都市基幹公園）の整備面積は105.12haとなっています。また、これらに都市緑地を合せた都市公園全体としての整備面積は201.81haで、市民一人あたりの面積は10.30㎡となっています。

鈴鹿市の都市公園の量的な整備目標は、鈴鹿市都市マスタープラン次期見直し年度2031（令和13）年度において、市民一人当たり面積10.60㎡の整備を目標とします。

表 公園緑地の整備目標量

	現況整備量 2022 (令和4)年度	目標整備量 2031 (令和13)年度
公園面積合計 (ha)	201.81	202.25
鈴鹿市人口 (人)	195,957	190,887
市民一人当たり面積(㎡)	10.30	10.60

第4章 都市づくりの実現に向けて

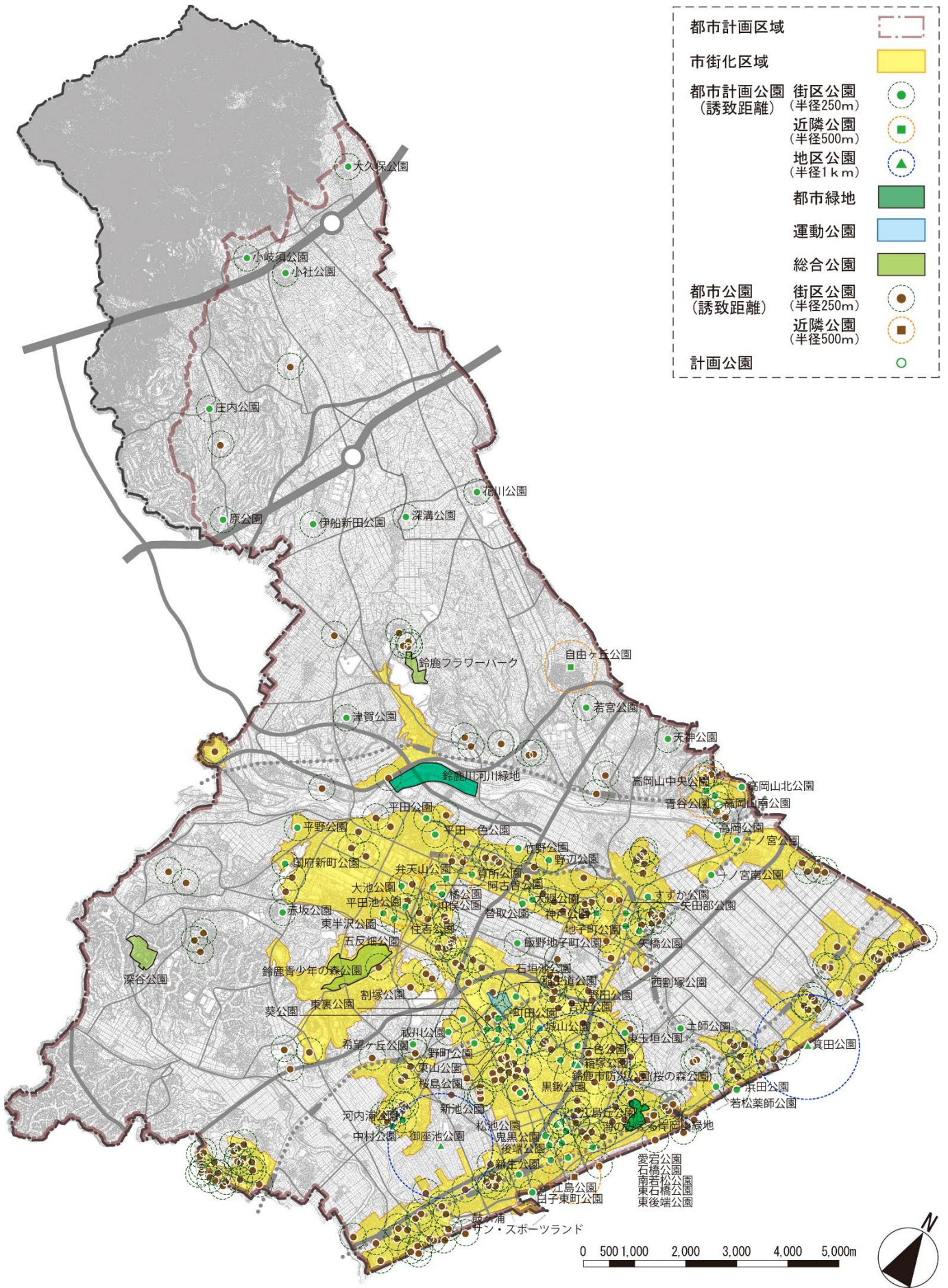


図 公園緑地整備方針

5 河川・下水道整備

(1) 河川・下水道等の方針

都市づくりの方針の達成を目指し、浸水被害実績が多く整備効果の高い地域を優先して、ポンプ場・雨水調整池及び水路を補完する雨水幹線等の雨水排除施設の効率的な整備を推進します。

特に、海岸部に隣接し、内水区域を有する市街地においては、ポンプ場の整備、上流域においては雨水調整池等の整備を含め、放流先河川の改良事業との整合を図りつつ、市街地の浸水防除を進めます。

また、鈴鹿山脈と伊勢湾における自然環境とそれを結ぶ水系を保全するとともに、地域事情にあわせた適正な生活排水処理により、快適な生活環境の形成と公共水域の水質改善を目指します。

公共下水道計画区域については、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、公共下水道と合併処理浄化槽の特性や経済性等を勘案し、最適な整備手法を選択することとし、都市計画決定の変更手続きを進めていきます。

また、農業振興地域の集落では農業集落排水事業の適切な維持・保全を実施することとし、各汚水処理方法で役割分担をしながら鈴鹿市全域において効率的に整備を図り排水処理機能を高めることで、公共水域の水質保全を進めます。

さらに、都市づくりの方針を具体化させるために、以下のことに留意します。

① 社会資本ストックの戦略的な維持保全

- ・適切なマネジメントの視点に立った、予防保全の観点による社会資本ストックの点検と戦略的な維持管理を実施します。

② 治水浸水対策の推進

- ・内水対策に加え、河川の整備をおこない総合的な浸水対策を推進します。

(2) 河川・下水道（雨水）の整備

整備の考え方

河川・下水道（雨水）は、以下のような視点によって整備を図ります。

① 治水対策の推進

- ・金沢川、堀切川水系、また、鈴鹿 I C 周辺の県管理の芥川の流域などの事業を促進します。
- ・流出増を伴う開発行為に対しては調整池の設置による流出抑制の措置などを図るとともに、河川への流出抑制に配慮した工法により雨水調整機能の確保、治水対策を推進します。

② 効果的・効率的な雨水対策

- ・河川改修及び下水道（雨水）整備などの最も有効な施策を下流部より整備することが効果的な方法であるため、稻生新川、北長太川などの準用河川改修事業及び下水道（雨水）事業を優先的に推進します。
- ・下水道施設としては、海岸沿いの低地に設置する雨水ポンプ場、河川などへ排水を導く雨水幹線及び中上流域での流出を抑制する雨水調整池などを整備します。

③ 親水空間の創出

- ・鈴鹿川などの河川空間は都市地域において生物が生息する貴重な空間のひとつであるため、河川改修を行う際には、環境や生態系に配慮した川づくりなど、極力自然の生態系を維持・保全することに配慮します。

量的な整備の推進目標

表 河川の整備目標量

	2022 (令和4)年度	2031 (令和13)年度	備考
準用河川整備率 (整備延長/全体延長)	84%	100%	金沢川、北長太川、稻生新川

※事業認可区間における整備率

表 下水道（雨水）施設の整備目標量

	2022 (令和4)年度	2031 (令和13)年度	備考
都市浸水対策整備率 (整備済面積/計画面積)	32%	34%	整備済面積 1,484ha 下水道計画面積 4,429ha

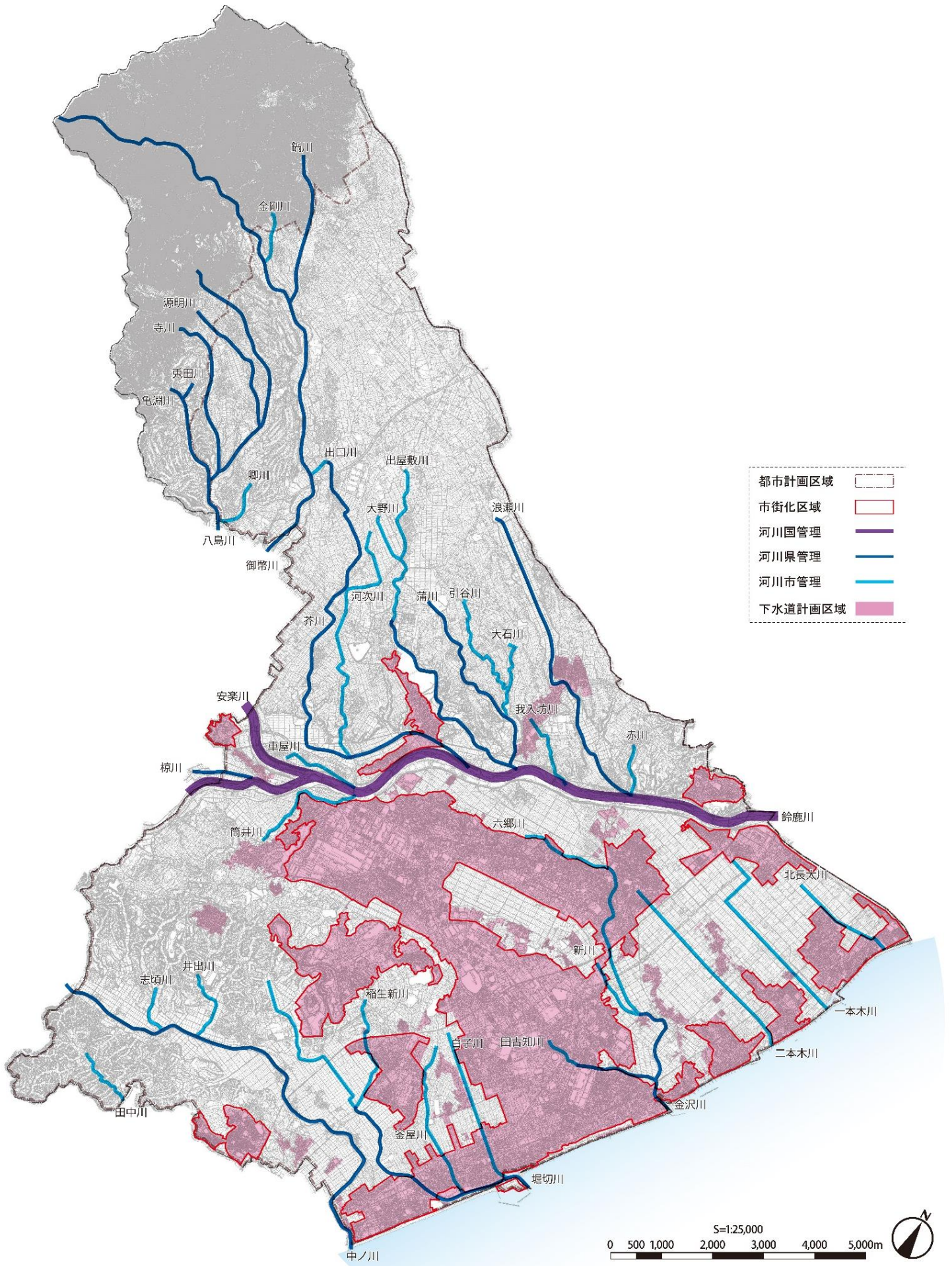


図 河川・下水道（雨水）整備方針

(3) 下水道（污水）等の生活排水処理の整備

整備の考え方

下水道（污水）等の生活排水処理は、以下のような視点に立って整備を図ります。

- ・国が掲げる污水処理施設整備の方針に基づき、污水処理人口普及率の向上を図るため、公共下水道の整備に加え合併浄化槽の設置を促進することにより、生活排水の処理を効率的に推進します。

量的な整備の推進目標

表 生活排水処理の整備目標量

	2022 (令和4)年度	2031 (令和13)年度
下水道普及率 (処理区域内人口/住民基本台帳人口)	62%	68%
農業集落排水整備率 (処理区域内人口/処理計画区域内人口)	100%	100%
污水処理人口普及率 ((下水道・農業集落排水処理区域内人口 +合併処理浄化槽人口) / 住民基本台帳人口)	94%	96%

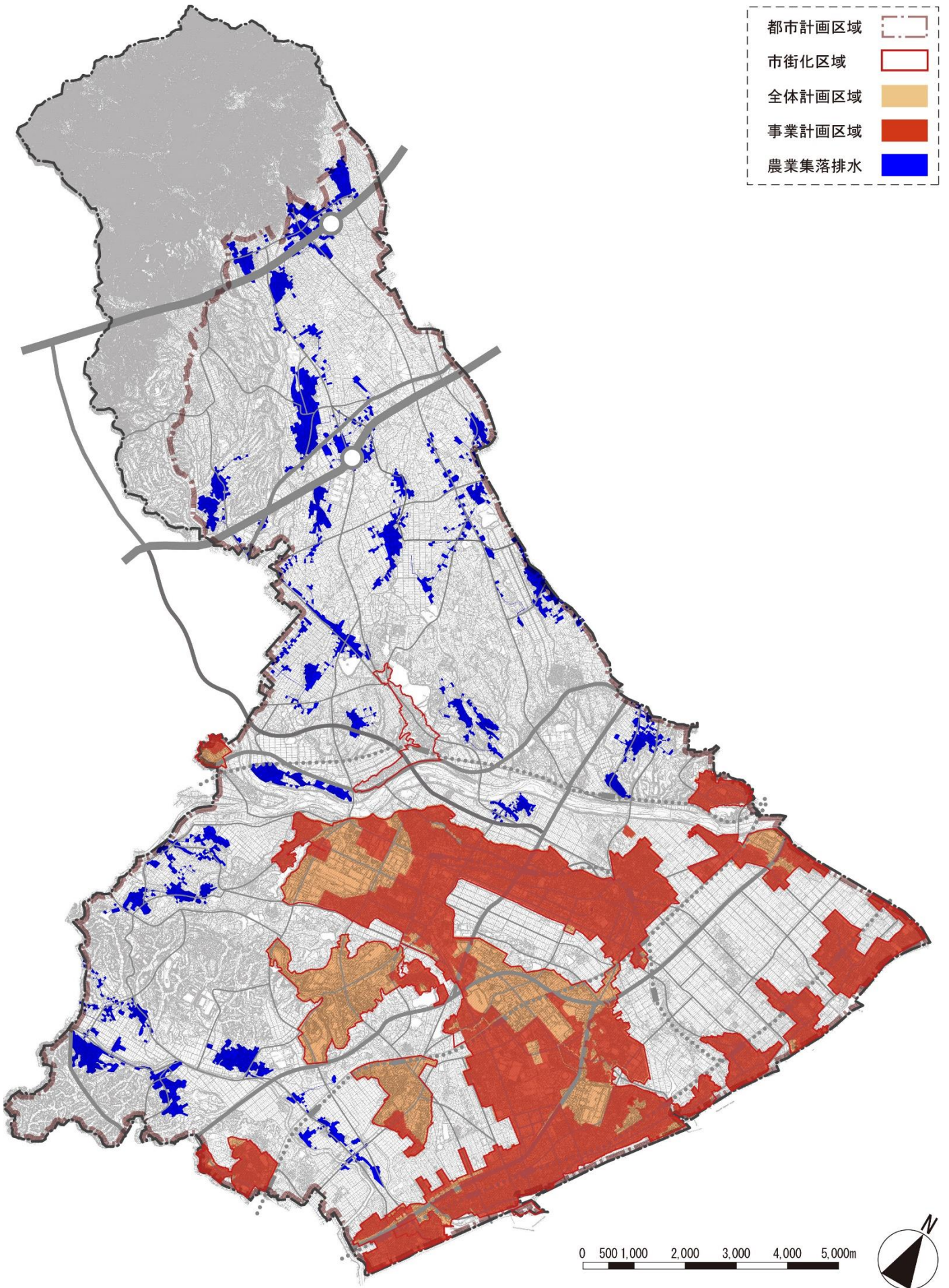


図 生活排水処理整備方針

